

仕様書

1 件名

都立霊園及び瑞江葬儀所における窓口キャッシュレス決済事業

2 事業の目的

東京都（以下、「都」という。）がキャッシュレス決済事業者（以下「受託者」という。）を選定し、都立霊園及び瑞江葬儀所においてキャッシュレス決済手段を確保することで、効率的で利便性の高い行政サービスを提供することを目的とする。

3 実施期間

協定書締結の翌日から令和 12 年 3 月 31 日までの支払い手続き完了分に係る立替払金の払込完了まで

（ただし、決済サービスの運用期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで。）

4 実施場所

「別紙 1 キャッシュレス端末設置場所」のとおり

5 受託者の業務内容

（1）初期導入業務（端末設置）

ア 受託者は、「4 実施場所」で指定する施設に、キャッシュレス決済を実施するための端末（以下、「キャッシュレス端末」という）を設置する。

イ キャッシュレス端末について

（ア）携帯電話回線によるインターネット接続を原則とする。採用する通信回線会社の web サイト等において、端末一式の設置場所が通信可能エリアに含まれていない場合は、受託者は都と調整を行うこと。

（イ）POS システムを有し、日々の決済情報（料金種別、決済日時、決済金額、件数）や収納明細等を都及び窓口職員が確認・管理できること。

（ウ）日々の決済情報は、決済日翌日までに集計され確認できるものとする。なお「別紙 1 キャッシュレス端末設置場所」における「設置施設」・「所管事務所」ごとに、それぞれの職員が決済情報を確認することを想定している。

（エ）誤操作や決済誤り等の発生時に、決済の取消処理が容易に行えること。

（オ）レシートが印刷できること。

ウ キャッシュレス決済端末の設置及び運用に必要な機器、その他本業務の履行に必要な機器、付属品及び消耗品を調達すること。

エ 受託者は、キャッシュレス端末等の機器の基本操作等の手順を記載したマニュアルを提出し、機器等の操作について、都及び施設の窓口職員向けの研修を実施すること。

オ 受託者は、その他キャッシュレス決済の運用に必要な手続、設定等を行うこと。

カ 受託者は、キャッシュレス端末の初期導入業務を令和 9 年 3 月 31 日までに完了すること。

(2) 収納業務

ア 対象となる収納金の種類

都立霊園及び瑞江葬儀所の使用料等

イ 収納対象期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日利用分まで

ウ 収納金の入金

受託者は、月の初日から末日までのキャッシュレス決済した収納金を、「別紙 1 キャッシュレス端末設置場所」に記載する「所管事務所」単位に取りまとめ、都の指定する金銭出納員口座（2 口座）に、原則として翌月の最終営業日までに納付するものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により、地方自治法第 231 条の 2 の 5 第 1 項に規定する「指定する日」までに納付すべき金額を納付することができない場合は、受託者は都に直ちに報告するとともに、新たに都が指定する日までに納付することとする。その他の不測の事態により納付することができなくなった場合も同様とする。

エ 取扱い可能な決済ブランドについて

(ア) クレジットカード

少なくとも、JCB、Visa 及び Master の国際ブランドに対応可能であること。

(イ) 電子マネー

少なくとも、Suica 及び PASMO に対応可能であること。

(ウ) QR コード

主要な国内のコード決済ブランドを含む複数ブランドに対応可能であること。

オ クレジットカードによる支払いについて

(ア) クレジットカードによる支払い方法は「1 回払い」のみとする。

(イ) 受託者は、納付義務者が都に対して納付すべき収納金を、指定納付受託者として納付義務者に代わって立替払することとし、受託者の立替期間が完了するまで、都と納付義務者との債権債務関係は変わらないものとする。

(ウ) 受託者は、月の初日から末日までの期間中における納付義務者が支払う収納金の支払時において、納付義務者が通知又は指定したクレジットカードの有効性について照会を行うものとする。

6 初期導入費用について

(1) 初期導入費用

初期導入費用は、受託者が「様式 3 費用明細」により応募時に提出した金額とする。ただし、都の事情により口座数などの前提条件が変更された場合は、都と決済事業者の間で別途協議の上で金額を変更することとする。

(2) 支払い方法

初期導入業務が終了し、都による履行確認後、受託者の請求に基づき都が支払う。

7 運用費用について

(1) 運用費用

受託者は、月の初日から末日までの収納金 1 月分が確定した後、当該収納金に係る決済手数料を含めた 1 か月あたりの運用費用を、使用実績に応じて都に請求するとともに、明細を作成し、都の指定する口座への収納金の入金と併せて報告することとする。決済手数料は、受託者が「様式 3 費用明細」により提出した手数料率等を基にするものとする。

(2) 支払い方法

毎月の都による履行確認後、受託者の請求に基づき都が支払う。ただし、協議により、受託者は立替払金から手数料等を差し引いた金額を都の指定する口座へ入金し、都は立替払金との相殺で手数料等を支払うことができる。なお、相殺する手数料等が立替払金額を上回る場合は、受託者の請求に基づき支払うこととする。

都に提出する明細は、「別紙 1 キャッシュレス端末設置場所」に記載する「所管事務所」ごとに取りまとめて作成するものとし、以下の内容を含めること。

(ア) 都が支払うべき決済手数料の総額

(イ) (ア) の内訳 (キャッシュレス決済種別ごとに明記すること。)

(ウ) その他都が支払うべき金額及びその内訳

8 その他共通事項

サポート体制

- ・受託者は、各端末設置施設の営業日（土日・祝日含む 8 時 30 分～17 時 30 分）における、窓口職員からの端末操作やシステム障害等に関する問い合わせに対応するサポート体制を整備すること。

- ・受託者は、設置したキャッシュレス端末に故障等が生じた場合、窓口業務への影響が最小限となるよう、速やかに修理対応あるいは代替品等の配備を行うこと。

- ・レシート用ロール紙については、必要数量を納入すること。かかる費用は運用費用としてサービス利用料の中に組み込んで差し支えない。

9 個人情報の保護

本業務において、都が貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報は全て都の保有する個人情報とする。

受託者は、本事業で入手した個人情報を取り扱うにあたり、個人情報の保護に関する法律に従い適切に管理するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

10 秘密の保持

受託者は、本委託に関して知り得た事項については、都に許可なく公表し、又利用してはならない。また、外部への漏洩がないよう、その保護に万全を期すること。

都及び受託者は本事業の実施にあたり、相手方の管理上、運営上、営業上及び技術上の情報であつて秘密である旨を表示したものについては、各当事者が本事業の遂行上開示する必要があると判断した者以外の第三者に開示・漏えいしてはならず、当該情報が第三者に漏えいしたおそれがある場合は、直ちに相手方に申告し、損害の拡大防止に努めなければならない。

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、条例、規則及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、都と受託者で協議の上、決定する。
- (3) 受託者は、本事業の実施期間中、本事業への応募時に東京都建設局長宛てに提出した「都立霊園及び瑞江葬儀所における窓口キャッシュレス決済事業に係る誓約書」を遵守しなければならない。
- (4) 本事業開始前及び本事業実施中において、本事業の安全性、本事業の目的との親和性や有効性等に疑義が生じた場合及びその他本事業の実施に支障をきたす場合には、協議の上、本事業を停止又は中止することができる。

なお、本事業を停止又は中止の判断につき、都に過失があり、本事業開始前に都が本事業の停止又は中止を求める場合、受託者は本事業開始に向けて自らが要した費用を都に請求できるものとし、都はこれを支払うものとする。

- (5) 本事業に関連して、事故や苦情が発生した場合、受託者は、都に過失がある場合を除き、当該第三者との間で、受託者としての責任をもって一次対応を行い、都と調整の上、必要な交渉等を行うものとし、この場合において、受託者は第三者に生じた通常かつ直接の損害に限り賠償責任を負い、又は同範囲の損失を補償するものとする。
- (6) 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (7) 本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、都と受託者の協議の上、処理するものとする。

キャッシュレス端末設置場所

設置施設	住所	所管事務所	設置 台数
東京都多磨霊園管理事務所	東京都府中市多磨町 4 - 6 2 8	西部	1
東京都八柱霊園管理事務所	千葉県松戸市田中新田 4 8 - 2	東部	1
東京都小平霊園管理事務所	東京都東村山市萩山町 1 - 1 6 - 1	西部	1
東京都八王子霊園管理事務所	東京都八王子市元八王子町 3 - 2 5 3 6	西部	1
東京都青山霊園管理事務所	東京都港区南青山 2 - 3 2 - 2	東部	1
東京都谷中霊園管理事務所	東京都台東区谷中 7 - 5 - 2 4	東部	1
東京都雑司ヶ谷霊園管理事務所	東京都豊島区南池袋 4 - 2 5 - 1	東部	1
東京都染井霊園管理事務所	東京都豊島区駒込 5 - 5 - 1	東部	1
公益財団法人東京都公園協会 本社	東京都新宿区歌舞伎町 2 - 4 4 - 1 東京都健康プラザ ハイジア 9 階	東部	1
東京都瑞江葬儀所	東京都江戸川区春江町三丁目	東部	1

※東部・・・東部公園緑地事務所、西部・・・西部公園緑地事務所